

特許法102条2項の推定覆滅部分についての 特許法102条3項適用の可否 —椅子式マッサージ事件—

知財高裁特別部令和4年10月20日（令和2年（ネ）第10049号他）
裁判所ホームページ

知的財産法研究会
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士・弁理士 ^{たのうえ} 田上 洋平

第1 事案の概要

本件は、発明の名称を「椅子式施療装置」とする特許第4504690号、発明の名称を「椅子式マッサージ機」とする特許第5162718号及び特許第4866978号（以下「本件特許C」といい、本件特許Cに係る特許権を「本件特許権C」という。）の特許権者であるXが、Yによる別紙物件目録記載1ないし12の各マッサージ機（以下「被告各製品」と総称し、それぞれを同日録の番号に応じて、「被告製品1」などという。）の製造、販売等が上記各特許権の侵害に当たる旨主張して、Yに対し、被告各製品の製造、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の一部として、15億円及び訴状送達の日翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、被告各製品は、上記各特許に係る発明の技術的範囲に属さないとして、その余の点について判断することなく、Xの請求をいずれも棄却した。

Xは、被告製品1ないし8について特許第4504690号及び本件特許権Cに係る請求を棄却した部分について、控訴の趣旨の限度で、原判決を不服として、本件控訴を提起した。また、Xは、当審において、平成27年4月12月以前の損害に係る部分の予備的請求として、不当利得返還請求を追加する訴えの変更をした。

本件の争点は、被告製品1ないし8の特許第4504690号及び本件特許権Cに係る発明の技術的範囲の属否、特許第4504690号及び本件特許権Cに係る発明の無効の抗弁の製品、Xの損害額等である。

本稿では、上記の争点のうち、損害額について扱う。

第2 本件特許C

1 特許請求の範囲

以下、全て構成要件に分説したものである。本件発明C-1ないしC-5は、本件特許権Cの請求項1ないし5に対応するものである。

【本件発明C-1】

- A 座部及び背凭れ部を有する椅子本体と、該椅子本体の両側部に肘掛部を有する椅子式マッサージ機において、
- B 前記肘掛部に、内側後方から施療者の前腕部を挿入するための前腕挿入開口部と、該前腕挿入開口部から延設して肘掛部の内部に施療者の手部を含む前腕部を挿入保持するための空洞部が設けられ、
- C 前記空洞部は、前記肘掛部の幅方向左右に夫々設けた外側立上り壁及び内側立上り壁と底面部とから形成され、
- D 前記外側立上り壁及び内側立上り壁の上面前端部に空洞部の先端部の上方を塞ぐ形態で手掛け部が設けられており、
- E 前記肘掛部が、
- E-1 前部に前記底面部と前記外側立上り壁と前記内側立上り壁と前記手掛け部とに囲われ、前記空洞部に位置する施療部と、
- E-2 後部に前記底面部と前記外側立上り壁によりL型に形成され、前記前腕挿入開口部に位置する施療部とを備え、
- F それぞれの施療部に膨縮袋が夫々設けられている
- G 事を特徴とする椅子式マッサージ機。

【本件発明C-2】

- H 前記肘掛部は、中部に前記底面部と前記外側立上り壁と手掛け部によりコ型に形成された施療部を備えており、
- I 前記底面部と前記手掛け部とは、施療者の前腕部を載置しうるための載置面が異なっており、底面部の載置面よりも手掛け部の載置面の方が高い位置に形成されている
- J 事を特徴とする請求項1記載の椅子式マッサージ機。

【本件発明C-3】

- K 前記前腕挿入開口部の前記外側立上り壁及び前記底面部の二面において互いに対設する位置に各々膨縮袋が設けられており、
- L 外側立上り壁の下部において、膨縮袋の下部の縁部を止着すると共に、前記底面部の外側立上り壁側に、もう一つの膨縮袋の外側立上り壁側の縁部を止着している
- M 事を特徴とする請求項1記載の椅子式マッサージ機。

【本件発明C-4】

- N 前記前腕挿入開口部の前記外側立上り壁の下部において、前記膨縮袋の下部に形成された縁部を止着すると共に、前記前腕挿入開口部の前記底面部における前記外側立上り壁側に他方の前記膨縮袋に形成された縁部を前記外側立上り壁側に止着して構成した
- O 事を特徴とする請求項3記載の椅子式マッサージ機。

【本件発明C-5】

- P 前記肘掛部は、椅子本体に対して前後方向に移動可能に設けられており、前記背凭れ部のリクライニング角度に応じた所定の移動量を保持しながら該背凭れ部のリクライニング動作